

許可番号 第04500012125号

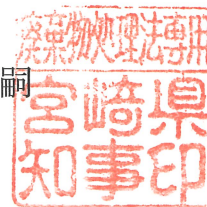
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号

氏名 新虎興産株式会社 代表取締役 木村高士
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和5年8月24日

許可の有効年月日 令和10年8月23日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

燃え殻（※3）、汚泥（※1・※3）、廃油（有機塩素系溶剤、タールピッチ類を除く。）、廃酸（※3）、廃アルカリ（※3）、廃プラスチック類（※1・※2）、紙くず（※1）、木くず（※1）、繊維くず（※1）、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（※1・※2）、鉱さい（※3）、がれき類（※1）、ばいじん（※3）、政令第2条第13号廃棄物

※1 石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3 水銀含有ばいじん等を含む。

以上16種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和5年8月24日 第04500012125号 令和5年12月28日 令和6年4月19日 令和6年6月13日	新規許可 変更届：事務所及び事業場の変更 変更届：事業場の変更 変更届：事業場の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所]	大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号	電話番号：06-6536-3907
	大阪府大阪市大正区三軒家東三丁目8番28号	” 06-6552-5221
	広島県広島市安佐北区深川二丁目37番15-9号	” 082-841-1055
	東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号	
	PMO EX日本橋茅場町2階H'0日本橋茅場町209	” 03-6810-9022
	山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番31	
		” 0836-81-2525
[事業場]	大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号	電話番号：06-6536-3907
	大阪府大阪市大正区三軒家東三丁目8番28号	” 06-6552-5221
	大阪府大阪市大正区小林西二丁目21-20	
	広島県広島市安佐北区深川二丁目37番15-9号	” 082-841-1055
	東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号	
	PMO EX日本橋茅場町2階H'0日本橋茅場町209	” 03-6810-9022
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番10号	
	山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番31	
		” 0836-81-2525

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。